

【文部科学省】

日 時： 7月8日（火）15：00～15：30
 場 所： 文部科学省 1F 会議室
 対 応： 生涯学習政策局社会教育課法規係 甲係長
 5 初等中等教育局財務課定数企画係 松下係長
 同初等中等教育企画課教育公務員係 栢森専門職
 同初等中等教育企画課教育委員会係 牧野係員

1．義務教育費国庫負担について

10 (1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源等の移譲措置を伴わない廃止・縮減は、行わないこと。

文科省 義務教育費国庫負担制度については当然、今後とも堅持したいと考えており、
 これ以上の廃止・縮減については一切考えていない。引き続き全国どの地域におい
 15 てても安定的に財政措置がなされて教職員が配置できるような仕組みをとって行きたい
 と考えている。

(2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を
 推進すること。なお、東京 23 区への人事権付与に関しては都と全ての区との間におけ
 20 る合意を前提として検討を行うこと。

文科省 県費負担教職員の人事権のあり方については、当省に協議会を設けており、特
 別区教育長会からも杉並区の教育長に来てもらっている。そこでの意見を踏まえ
 ながら検討を進めているところである。

25 自治労 5月28日に地方分権改革推進委員会の一次答申が出て、政令指定都市と中核市
 における人事権者と給与負担者の一致について検討し、今年度中に結論を得ると
 いうことになっているが、文科省としての今後のスケジュールをどう考えている
 のか。

30 文科省 平成20年度中に結論を得るというのはあくまで推進委員会としての勧告であっ
 て、政府としては地方分権改革推進本部で要綱をまとめており、そちらには「地
 方分権推進計画が作成されるまでには結論を得る」となっている。その計画が出
 るのは来年あたりになるのではないかと考えられる。

35 自治労 今年度中に結論は出ないだろうということか。

文科省 我々としても先ほど申し上げた協議会の中で各団体から意見を聞きながら月1回から2回のペースで検討を進めている。少なくとも年内には論点を整理したいとは考えている。

2. 学校事務職員の定数配置について

- (1) 都道府県立学校事務職員の配置にあたっては、事務機能の低下により、学校間・地域間に格差が生じないように、正規職員を配置し、定数基準は最低3名とすること。
また、生徒数減少の激しい地域については定数算定基準を緩和すること。

文科省 基本的には正規職員を配置するか、あるいは臨時的任用者を配置するかは各都道府県教育委員会の判断ということになっており、各都道府県教育委員会が各地域の実情に応じて適切に対応していただきたいと考えている。

自治労 このところ学校では非常勤職員が増えている。そうした中で、先日も学校の天窓から子どもが落下するという事故が発生している。施設設備の日常的な点検業務などの面で、現場にそれらを担当する正規雇用の事務職員や用務員などを置いて子どもたちの安全確保体制をしっかりと確保していくべきではないのか。たとえ集中改革プランがあったとしても、そういう部分を文科省としても、もっと主張していくべきではないのか。

文科省 事故を防ぐ話と正規職員であることは必ずしも直結しないのではないか。正規職員であっても事故は起こり得る可能性がある。そこは、学校の管理運営上でどういう体制を取っているかということが重要ではないか。

自治労 だから、それに見合う人的措置を行うべきではないか。

文科省 人的措置は義務教育費国庫負担制度でしっかりやらせてもらっていると思っている。それを配置していないとしたら、それは県の判断である。もし、現場でそういう実態があるのであれば、県の方にも指摘していただかなければならないし、極端に学校の管理が十分行えないような状況になっているのであれば、我々としても県の定数の担当者に話を聞かなければならない。

- (2) 義務制事務職員の定数改善計画では、子どもに及ぼす経済格差を解消するために、就学困難な児童生徒に係る加配を重点的に改善すること。

文科省 これまで定期的に定数改善を行ってきたところであるが、直近で言うと平成13

年度から17年度までの5年間で第7次改善計画を実施し、いわゆる事務の共同実施のための事務職員定数の加配措置を行っている。

また、就学困難な児童生徒への対応についても、要保護準要保護児童生徒が多数いる学校については加算ができる仕組みを取っている。

今後更なる改善ということについては、平成21年度以降、教職員定数のあり方の中で検討していきたい。

自治労 学校では現実に準要保護の認定は5月～6月となっていることから、その年度の定数加配に結びつかないことがある。例えば前年度の認定児童生徒数を算出根拠にするなどの方法に改めることも必要ではないか。

時間切れで文科省からの回答はなし

3. 義務制への事務長制導入について

義務制への事務長制導入は、検討すべき課題が多々あり、事前協議による合意形成を尊重し、強行導入を行わないこと。

文科省 事務長制については、学校における事務処理体制の充実の一つの方策であると認識しており、平成19年3月に出された中教審の「今後の教員給与のあり方」という答申においても、その旨提言をいただいているところである。

また、省内においても「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」というものを立ち上げ、平成19年度末にまとめを行ったが、この中においても、学校の校務運営体制の改善の一つの方策として、例えば大規模校等における事務長の設置など教職員の活用による学校現場の負担軽減について上げているところである。

文部科学省としては、教員や学校の負担の軽減ということで、学校全体の校務運営体制の見直しや効率化という観点から事務長について検討を引き続き進めてまいりたいと考えている。

自治労 職の位置づけがあいまいではないか。職の責任と権限は一体であり、例えばこの事務長が自治体のどの職位に相当するものと考えているのか、あるいは学校の中では校長や教頭とどういう関係にあるのかが不明である。さらに、我々としては、主幹教諭や指導教諭との関係も懸念している。文科省としてどのようなイメージを描いているのか。

文科省 まだ、検討中。

自治労 3月中に省令改正をという話があったので、具体的な内容は固まっているのか
とと思っていたが違うのか。

5 文科省 実際に3月には省令改正は行われていない。省令で改正するのも検討中。もち
ろん、改正するにあたっては、ご懸念の部分は十分整理をしたうえで、周知し
てまいりたいと考えている。

4．生涯学習の充実等について

10 公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者
である自治体の選択・判断によるものであり、また公的社会教育施設の建設・整備や、
社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても同様で
あるが、改正社会教育法等における附帯決議を踏まえ、自治体に対しその趣旨の十分な
周知を図るとともに、適切な働きかけを行うこと。

15 文科省 ご指摘のとおり、公的社会教育施設については、第一義的に地方公共団体がそ
の役割と責任を担うものと考えている。

例えば、指定管理者の導入については、地方自治法に基づいて地方自治体が当
該社会教育施設の設置目的を効果的に達成する必要があるということに基づいて
条例を定めて行うものであるから、制度を導入するか否かということは地方自治
20 体の判断であって、文部科学省として指定管理者制度の導入を求めて指導助言を
行うような立場にはない。

社会教育施設への整備への補助制度については、激甚災害にともなう復旧に係
る補助を除いては、平成9年度をもって廃止されており、地方単独で整備するこ
とが原則となっている。

25 また、専門職の配置については、社会教育主事の法で必置規定はあるが、政令
で人口1万人未満の町村については猶予しているところであり、文部科学省とし
ては地域の実情に応じて社会教育が推進できるよう支援に努めてきたところであ
る。

30 自治労 社会教育施設における専門職の方々がそうした施設の中で直接住民サービスが
できるような体制を全国的なレベルで作っていただきたい。そのために小さな市
町村も含めて研修制度の充実について国からも支援や対応をお願いしたい。そう
した全体的な底上げの中から政令指定都市などの役割も見出して行きたいし、そ
れが都道府県レベルにまで広がっていくような流れを作れるのではないかと考え
35 ている。

一方、自治体によっては財政的な体力から一般の事務職でその専門的な業務を

肩代わりしているところもあるが、専門的な研修・教育を受けた職員が適切に業務を行うことの必要性は十分認識いただけだと思うので、そういった部分で国からも最大限の援助をいただきたいと考えている。

5 自治労 社会教育法の改正を受けて、文科省として何か新しい考え方や動きはあるのか。

文科省 6月、改正通知を出し、現在はその内容の周知に努めているところである。

5．学校給食並びに学校用務に関することについて

10 教職員定数の拡大に当って、行政改革法を理由とした給食調理員及び学校用務員への削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

また、学校運営にあたっては、給食調理員並びに学校用務員についても学校運営の基幹職員として位置づけること。

15 文科省 行革推進法の第55条の3号に規定しているその他の職員という扱いになっているが、この行革推進法で、教職員と併せて、その他職員の総数についても児童生徒の減少に見合う数を上回る純減をさせるため必要な措置を講ずるものとするのが規定されている。我々も政府の一員として、そうした措置が行われるような周知は図っていなければならないと考えている。

20 自治労 学校という教育機関の中で、教職員を中心とした職員集団がある意味、全人格的な教育を行う中で学校給食あるいは学校用務の職員がそれぞれの業務を通して担っている役割は、大変大きなものがあると自負しているところである。法律的な位置づけの中ではその他の職員という括りになっているが、教員と一緒に子どもたちを育てている、あるいは育つ環境を創っているという自負を持って仕事をしているので、学校に必要な職員としての認識をぜひ持っていただきたい。

25 行革の流れの中でそれぞれの自治体がどうやって人件費を切っていくかということはそれぞれの判断であるとは思いますが、安易に現業からという考えはお持ちいただきたくない。

30 文科省 その他職員についてはおっしゃるとおりであり、重要であるということは我々も認識しているが、子どもの数と共に教職員も減っており、そうした部分と併せて対応していかなければならない。重要だ重要だと言っても、聖域なき見直しをされているところであり、大変厳しいものがあるが、学校運営が停滞したり、水準が下がらないような仕組みを作っていかなければならない。